

改正

平成29年 3 月22日 条例第16号

鹿屋市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

**第 3 条** この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の種別	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第 2 種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域（鹿屋内陸工業団地を除く。）	100分の 5 以上	100分の10以上
第 4 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の定めのない地域	100分の 5 以上	100分の10以上

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

**第 4 条** 特定工場の敷地が前条に規定する区域又は同条に規定する区域以外の区域のうち 2 以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部

分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、同条に規定する区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは同条に規定する区域のうち敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

- 2 前項に規定する場合において、前条に規定する区域のそれぞれの敷地割合が同じであるとき（同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が2分の1を超えるときを除く。）は、第3種区域又は第4種区域に係る同条の表の規定を適用する。

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

**第5条** 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

**第6条** 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（既存工場等に係る緑地及び環境施設の面積の算定）

- 2 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている、又は設置のための工事が行われている法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における第2種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（1） 当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.10 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.10 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.10S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.10S - G_1$ とし、

0.10S - G<sub>1</sub> ≤ 0のときはG ≥ 0とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、

0.15S - E<sub>1</sub> ≤ 0のときはE ≥ 0とする。

3 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における第2種区域の区域の範囲内に存する場合であつて、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.10 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.10 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.10S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.10S - G_1$ とし、

0.10S - G<sub>1</sub> ≤ 0のときはG ≥ 0とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、

0.15S - E<sub>1</sub> ≤ 0のときはE ≥ 0とする。

4 前2項の式において、G、P、γ、G<sub>0</sub>、S、G<sub>1</sub>、n、P<sub>j</sub>、γ<sub>j</sub>、E、E<sub>0</sub>及びE<sub>1</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P<sub>j</sub> 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$  j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

5 附則第2項及び第3項の規定は、既存工場等が第3条の表における第3種区域又は第4種区域の区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、第3種区域又は第4種区域の区域の範囲内に存する既存工場等については、附則第2項及び第3項中「0.10」とあるのは「0.05」と、「0.15」とあるのは「0.10」と読み替えるものとする。

（鹿屋市工場立地法の特例措置に関する条例の一部改正）

6 鹿屋市工場立地法の特例措置に関する条例（平成21年鹿屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成29年3月22日条例第16号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。